

第2回 八王子市男女共同参画苦情処理委員会 会議録

会 議 名	第2回 八王子市男女共同参画苦情処理委員会	
日 時	令和5年(2023年)6月1日(木) 午後4時00分から午後4時30分	
場 所	ウェブ会議方式	
出席者氏名	委 員	山田昌弘委員長、清水弘美委員、福澤武文委員
	事 務 局	富澤知恵子男女共同参画課長、宮野努男女共同参画課主査、 三木寛之男女共同参画課主任
	そ の 他 市側出席者	小山等市民活動推進部長
欠 席 者 氏 名	—	
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 第1回男女共同参画苦情処理委員会のまとめ 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 苦情申出内容に対する委員からの意見 (2) 委員会としての意見 4. その他 5. 閉会 	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由	—	
傍 聴 人 の 数	7名	
配 付 資 料 名	第2回八王子市男女共同参画苦情処理委員会次第	
議 事 内 容	次ページ以降のとおり	

【議事内容】

1. 開会

- 山田委員長 ・ 第2回八王子市男女共同参画苦情処理委員会を開催する。
・ 事務局から配布資料の説明を願う。
- 事務局 ・ 本日の配布資料は、「第2回八王子市男女共同参画苦情処理委員会次第」である。

2. 委員会の運営について

- 山田委員長 ・ 次に、出席人数、会議の成立の確認をする。
・ 本委員会は、3名の委員で組織し、本日は全委員が出席しているため、八王子市男女共同参画推進条例施行規則第12条第2項により、本日の委員会は成立している。
- 山田委員長 ・ 次に、本日の委員会の公開についてである。八王子市男女共同参画推進条例施行規則第12条第4項により、公開することが適当でないと認められなければ、公開したいがよろしいか。

(異議なし)

- 山田委員長 ・ 本日の委員会は公開とする。傍聴者の入室を認める。本日、傍聴者はいるか。
(事務局確認、傍聴者あり)
(傍聴者入室)

3. 議事

- 山田委員長 ・ 本日の議事に入る。
- 事務局 ・ 第1回男女共同参画苦情処理委員会のまとめについて、事務局より説明を。
- 事務局 ・ 第1回八王子市男女共同参画苦情処理委員会は、令和5年(2023年)5月17日(水)に八王子市役所議会棟4階第5委員会室において、午前9時から午前10時5分までの間で開催された。
- ・ 出席者は、男女共同参画苦情処理委員会から、山田昌弘委員長、清水弘美委員、福澤武文委員、申出者からは井上睦子様、陣内泰子様、実施機関からは音村選挙管理委員会事務局長、赤川選挙課長、苦情処理委員会事務局からは小山市民活動推進部長、富澤男女共同参画課長、ほか職員3名が出席した。
- ・ 委員会の概要をご説明する。
- ・ 令和5年(2023年)4月3日付で申出のあった「八王子市選挙管理委員会が作成した、選挙啓発ポスターが、男女共同参画の推進に逆行するものであるので苦情を申し立てる」について、陣内申出者、井上申出者から苦情申出の趣旨として次の説明があった。
- ・ 主な、説明内容は、内閣府男女共同参画局作成の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」には、「女性をむやみに“アイキャッチャー”にしていますか?」、「女性を飾り物として使っていますか?」、「ポスターなどでタレントを起用する場合は伝えたい内容に合うものですか?」という留意点があること。
- ・ 八王子市男女共同参画推進条例では、前文:「アンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識に基づく構造的な問題等が依然として根強く残っており」、その解決に取り組んでいく」としていること、
- ・ 条例第17条:「固定的な役割分担意識を助長し、又は連想させる表現を行わないように努めなければならない」との規定や、逐条解説:「こうした表現は多くの市民が日ごろか

ら目にすることにより、当たり前のこととして社会に浸透していくおそれがあり、表現される側の人権や男女平等について十分に留意する必要がある」ことから、選挙啓発ポスターが、国や市が最優先課題として進めている男女共同参画の推進に逆行しており問題であるとの説明があった。

- ・この説明に対し、苦情処理委員会委員からの質疑があった。
 - ・主な質疑内容は、若い女性が期待される固定的なイメージを発信していることが問題ということだが、具体的にはポスターのどの部分かとの問いに、ポーズが媚びるような格好であること、「てか、選挙行くっしょ」という言葉足らずの表現が女性はやんちゃとした日本語をしゃべらないというメッセージを与えてしまうこととの答えがあった。
 - ・また、選挙とは関係のない女性タレントということだが、八王子市に選挙権があっても全く関係ないのかとの問いに対し、有権者には老若男女がおり、男女平等の観点で特定の女性、男性だから問題ということではなく、選挙ポスターとしてふさわしくないということとの答えがあった。
 - ・また、洋服、ポーズ、言葉の全てが8princessのキャラであるが、公的な選挙ポスターだから、彼女たちを使うことが望ましくないということかとの問いに対し、女性を「人目を惹くようなアイキャッチ」として使用することは別のタレントであっても問題との答えがあった。
 - ・次に、実施機関である八王子市選挙管理委員会事務局から当該ポスター作成の経緯などについて説明があった。
 - ・主な説明内容は、8princessは本市の観光PR特使として活動し、八王子での活動実績や知名度があること、メンバー2人が20歳代の若年層であることから、投票率が低迷する20・30歳代への啓発に適しており、選挙啓発活動のイメージキャラクターに起用したとの説明があった。
 - ・この説明に対し、苦情処理委員会委員から質疑があった。
 - ・主な質疑内容は、「てか、選挙行くっしょ」の表現に対し市としての問題意識は持たなかったのかとの問いに、若年層の有権者に選挙を身近に感じてもらい投票所に足を運ぶきっかけとなって欲しいとの彼女たちの思いを受け、キャッチフレーズとして決定したとの答えがあった。
 - ・また、ポスター作成過程で、選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会に了承を受けたのか、またその会及び選挙管理委員会事務局の男女比構成に関する問いに対し、了承を受けていること、選挙管理委員会は4名で男性であるとの答えがあった。委員から明るい選挙推進協議会、同協議会役員、選挙管理委員会事務局職員の男女比について資料要求があり、それに対しては明るい選挙推進協議会は男性79人、女性99人、同協議会役員は男性3人、女性3人、選挙管理委員会事務局職員は男性9人、女性2人との資料提供があった。
 - ・以上が、第1回八王子市男女共同参画苦情処理委員会の概要である。
- 山田委員長
- ・事務局から第1回八王子市男女共同参画苦情処理委員会の概要説明があった。
 - ・説明内容についてはよろしいか。

(異議なし)

- 山田委員長
- ・次第3「苦情申出内容に対する委員会からの意見」に入る。
 - ・今回、「八王子市選挙管理委員会が作成した選挙啓発ポスターが男女共同参画の推進に逆行する」との苦情申出があり、第1回八王子市男女共同参画苦情処理委員会にて、申出者から申出の趣旨等の説明、実施機関からは選挙啓発ポスターの作成経緯の説明がされた。

福澤委員

- ・本委員会は、この申出に関し令和5年（2023年）5月17日付で市長より諮問を受け、この諮問に対し、八王子市男女共同参画推進条例第20条第2項に基づき、調査審議の結果を市長に答申することとなる。
- ・については、苦情の申出にある八王子市選挙管理委員会が作成した選挙啓発ポスターが、「男女共同参画の推進に逆行する」ものであるかどうかに関し、委員より意見を賜る。
- ・申出に対する結論として、当該選挙ポスターが男女共同参画推進に逆行するものと判断することはできない。
- ・理由は、申出者は、本件ポスターが若い女性をアイキャッチとして使っていると主張する。しかし、そもそもポスターであれば人目を惹く表現は当然である。「公的広報の手引」にも、内容と関係なく女性の姿や体の位置を使う、それをアイキャッチャーとして使うことを問題としているのであり、女性をアイキャッチャーとすること事態を否定しているわけではない。この点、本件ポスターが採用した8 princess は、選挙に全く関係ないかという点、令和5年度八王子市議会議員選挙において啓発活動イメージキャラクターに起用され、ポスターの外にも様々なメディアで選挙啓発活動を行っており、選挙啓発と全く関係のない女性を単に人目を引くためだけに使っているものではない。もちろん、アイドルタレントを選挙啓発活動に起用することの是非を問題とする余地もあるが、それは男性アイドルであろうと、女性アイドルであろうと同様であり、男女共同参画推進を阻害するものと評価することはできない。なお、このような姿かたちの候補者が立候補するかもしれない選挙の公平性を阻害するとの指摘もあるが、男女共同参画推進という観点で問題とすべきものではない。
- ・次に、申出者は、「てか、選挙いくっしょ」との表現は、[若い女性はこのように話し方をする]という間違ったメッセージを公的機関が発している点でも問題があると主張する。しかし、「てか、」も「〇〇っしょ」も、この「てか、選挙行くっしょ」というような表現方法は、男女を問わず一部若者の間で通用している言葉遣いの一つである。そして、本件ポスターは、若者への呼びかけのため若者らしい言葉を使ったに過ぎず、女性に対する固定的な役割分担意識を助長するものと評価することはできないと考える。なお、本件ポスターはそのような言葉遣いや、ポーズにより、かわいい容姿や美しさを期待されているという偏った女性像、イメージを発信しているとの指摘もあるが、アイドルタレントとして「かわいい容姿や美しさ」を表現するのも女性の社会参加の一つのあり方であり、そのような表現が固定的な役割分担意識を助長すると評価することはできない。

清水委員

- ・申出に対する結論としては、ポスターを撤去した方がよいとの申し出があるが、撤去する必要はないと考える。しかし、ポスターなど一般市民に対して発信するものを作成する上で選挙管理委員が男性のみであることは問題である。男性が好む傾向と女性が好む傾向が異なる場合もあるため、男女を含んだ構成にするべきである。
- ・物事の価値観は多様でありすべての人に受け入れられるものにする、インパクトが薄くなってしまふ。ポスターという啓発の意図を含むものの価値として、「目を惹くこと」、「記憶に残ること」は大切である。男女共同参画の視点からみて、性的な扱い、女性を下に見るような扱いと思えば多くのものがそれに該当することがあるが、男女の違いは否定するものではない。社会参画していく上で権利を守ることと、女性としてのよさを否定することは必ずしも一致しない。市としての公的な立場として一つ一つ考えていく必要がある。今回のような意見は大切に扱うべきである。
- ・8 princess の起用は八王子市の観光特使としての起用であり問題がない。

- ・また、若年層をターゲットにしたポスターとしては効果が得られたと考えている。
 - ・8 princess の衣装は芸能活動のキャラクターとして、傾向が常に同様のものである。例えば、リボンやフリル、ミニスカート、へそ出し等は、常に同じ傾向のものであり、すでに一般的に受け入れられるレベルのものである。今回のポスターに対して言えば、小学生が見ても問題ないレベルであると考ええる。
 - ・ポーズに関してだが、8 princess のキャラクターを生かした可愛さをアピールしているが、体を性的にアピールするものでも、媚びるようなものでもなく、女子が日常的に行うジェスチャーの範囲と考える。
 - ・男女共同参画の視点から、女性から見てもあこがれる可愛さであり、男性だけに性的にアピールしているものではないと考える。
 - ・全体の色がピンク色などというものも、かわいい印象で、そのことに関しては問題はない。
- 山田委員長
- ・委員の皆様、ありがとうございます。
 - ・結論としては、両委員とも当該ポスターは、男女共同参画に逆行するものではなく、撤去、今となれば撤回となるが、それをする必要は無いとの判断をいただいた。
 - ・私見を述べるが、ポスターに起用する人物は、個性を持ったタレントとして起用されたのであり、決して女性だから、ましてや、若い女性だからと言う理由で起用されたとは判断できないということである。この人物たちが、女性の代表として描かれているのではないということである。
 - ・手引きにある単なるアイキャッチャーとして女性を利用するとは、福澤委員の指摘のように女性の性的な身体的特徴を過度に強調するものと解釈するが、清水委員の指摘のように、ポーズ、服装など一般的に性的な対象であることを喚起させるような特徴が明らかだとは言えない。例えば、「媚びる」と言うが、上目遣いであるといったようなことがあれば、ジェンダーの研究者として様々なジェンダー論の中から、その表現がどうなっているかを調べた。このようなポーズをしていることが、男性に媚びているという解釈が一般的になされるという根拠は、見出すことはできなかった。
 - ・根拠において、二点、両委員と異なる見解がある。清水委員が「女性としてのよさ」と申されたが、私は女性だけに特有のよさがあるという立場はとらない。もし、この人物、このポスターによさがあるとすれば、個人が持つよさであり、女性のみが持つよさではないと考える。また、福澤委員が「かわいい容姿や美しさ」を表現するものも女性の社会参加の一つ」と申されたが、これはこれで正しいのだが、かわいい容姿や美しさは女性だけのものではなく、男性の社会参加の一つのあり方であると思っており、そういう意識も広まっている。かわいい容姿や美しさで人気がある男性タレントも多く出てきており、その意味では、ジェンダーのボーダレス化は、思った以上に進んでいる。これを鑑み、繰り返しになるが、ポスターに描かれている人物は、女性ということではなく、一般の人々に訴えうる個人的な能力、容姿かつ印象、つまり、タレントとして起用したと考えることが妥当であると考ええる。
 - ・このような姿、形の候補者の立候補が出るという懸念については、福澤委員が申されたように、これは、本委員会の管轄外である。
 - ・正しい言葉遣いに関するものも同一で、このポスターの人物の特徴的な言い回しであって、それが女性の言い回しだ、と解釈することは無理ではないかと思う。もちろん乱れた言葉の使用が公的なポスターにふさわしいかということは別のところで判断されるべきで、本委員会の判断することではない。

- ・三人の一致した意見として、「このポスターは男女共同参画に逆行すると判断することはできず、撤去もしくは撤回の必要はない」と結論づけたいと思う。
- ・福澤委員、清水委員よろしいですか。

(異議なし)

- 山田委員長
- ・なお、付加的な意見として、清水委員から、選挙管理委員会の構成が男性のみであることが問題視された。私も、リーダー的な立場にある人の男女比は、なるべく平等に近づけるというのが、男女共同参画推進の本来的な趣旨であり、その点からは問題だと思う。
 - ・福澤委員、この点を付加的な意見としてつけることに意義はありませんか。

(異議なし)

- 山田委員長
- ・「選挙管理委員会に女性がないことは男女共同参画推進の観点からは問題であり、男女比をなるべく近づけるよう要望する」という付帯意見を答申に付け、本委員会としては、以上の内容を市長に答申したいと思うがよろしいですか。

(異議なし)

- 山田委員長
- ・以上で、令和5年(2023年)4月3日付で、井上睦子様、陣内泰子様、鳴海有理様、松本良子様から提出された、「男女共同参画に関する施策の苦情申出」についての議事を終了する。

4. その他事務連絡

- 山田委員長
- ・ その他事務連絡について、事務局より説明を願う。
- 事務局
- ・ 本日の答申内容を踏まえ、事務局で文書を作成し委員の皆様に内容確認をいただいた後、市長答申書を提出する。
- 山田委員長
- ・ 事務局から説明にご意見、ご質問はあるか。

(なし)

5. 閉会

- 山田委員長
- ・ なければ、以上で、第2回八王子市男女共同参画苦情処理委員会を終了する。